

1 対象となる設備

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池（(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限りです）

主な条件

- 商用化され、導入実績があるものが対象となります。
- 中古設備、リース設備は対象となりません。
- 交付決定日以後に事業に着手する設備が対象となります。
 - ※事業着手日は、契約日または工事着工日の早い方となります。
 - ※申請受理から交付決定日まで、申請内容の審査のため10営業日程度かかるため、事業着手予定日の10営業日前には申請を行ってください。
- 太陽光発電設備は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施してください。
- 蓄電池は、停電時のみに利用する非常用予備電源でなく、平時において充放電を繰り返すことを前提とした定置用の設備で、20kWh以下のものに限りです。
- 蓄電池の価格は12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めてください。
 - ※蓄電池の単価を算出する際、容量に端数のあるものは、小数点第2位以下を切り捨てます。
- 蓄電池は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）別紙2の2ア（イ）の交付要件h～mに規定する要件を満たす必要があります。

2 対象者

伊勢市内において自ら所有し、かつ居住する住宅に対象となる設備を設置する方

※未使用の太陽光発電設備を設置した建売住宅を購入する方も対象となります。

※申請日時時点で市外に住所を有する方は、事業完了日から60日以内に転入する予定のある方が対象となります。

※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方は対象外です。

主な条件

- エネルギー起源二酸化炭素の排出量の削減に効果があるものが対象となります。
- 補助金の交付は、一住宅につき1回限りとします。
- 国・県等、他の補助金等を受けて対象設備を設置する場合は対象となりません。
- 固定買取価格制度（FIT）またはFIP（Feed in Premium）制度による売電をする場合は対象となりません。
- 自己託送をする場合は対象となりません。
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- 対象となる設備で発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。
- 設備の設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費す

る分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものとできません）。

○対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備 17 年、蓄電池 6 年）が経過するまでの間、J-クレジット制度への登録はできません。

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備（補助の対象は 10kW まで）

発電出力（単位は kW、小数点以下切り捨て）に 7 万円を乗じた額と、太陽光発電設備の購入及び設置工事費（税抜き）を比較して少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）

(2) 蓄電池（補助の対象は 10kWh まで）

蓄電池の容量（単位は kWh、小数点第 2 位以下切り捨て）に 15.5 万円を乗じた額と、蓄電池の購入及び設置工事費（税抜き）を比較して少ない方の額の 3 分の 1 の額（1,000 円未満切り捨て）

※10kWh 以上の設備を設置した場合の補助金は、上記の額に「10kWh÷容量」を乗じた額です。

4 申請について

事業着手前（契約日または工事着工日の早い方）に、「伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書」（様式第 1 号）と添付書類を提出してください。

申請受付期間

令和 8 年 6 月 18 日（木）・午前 8 時 30 分から先着順（伊勢市環境生活部環境課に届いた順）に受け付けます。

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

※申請受付開始と同時に、予算額を超える申請が提出された場合は、抽選により決定します。

申請書配布場所

- ・市のホームページからダウンロード
- ・伊勢市環境生活部環境課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

TEL : 0596-21-5540 FAX : 0596-21-5522

申請書提出先

伊勢市環境生活部環境課

申請書提出方法

郵送又は持参（持参の場合は平日・午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

添付書類

○対象設備の購入及び設置に係る見積書の写し

- ・施工業者選定にあたっては、原則として補助対象設備ごとに複数者の見積比較を行い、より経済的な見積を提示した施工業者を選定してください。ただし、複数者の比較が困難な場合（例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難）は、この限りで

はありません。

- ・蓄電池の価格が 12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、必ず複数者の見積比較を行ってください。
- ・見積比較を行った全ての見積書を交付申請書に添付してください。
- ・見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください。

○対象設備の設置場所及びその付近の見取図

- ・住宅地図等（1/1500 程度）に住宅の位置を示してください。
- ・敷地の図面（1/100 程度）に設備を設置する場所を明示してください。

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ（コピー可）等、設備の仕様分かる書類を添付してください。
- ・蓄電池の仕様を満たしていることを確認するため、別添「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」を活用して書類を提出してください。ただし、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された蓄電システムを設置する場合は、同法人が公表する蓄電システム登録済製品一覧のパッケージ型番と設置する蓄電システムの型番が一致していることを示す資料を提出することで、チェックリストの提出を省略することができます。

○対象設備の設置に係る住宅の登記事項証明書（既存住宅に対象設備を設置する場合のみ）

- ・3 か月以内に法務局が発行したもの（原本）を提出してください。
※インターネットによる「登記情報提供サービス」は不可とします。

○委任状（申請事務等を代行者へ委任する場合）

- ・申請事務等を代行者へ委任する場合は、委任関係が分かる書類を提出してください。

○誓約書（申請者用、施工予定業者用）

- ・様式第 2 号（申請者用）及び様式第 3 号（施工予定業者用）を確認のうえ提出してください。
- ・様式第 2 号（申請者用）は、両面印刷をしたものの裏面に申請者の署名をお願いします。

○発電電力の消費量計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合が分かるよう、年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去 1 年間の電力使用量」「世帯人数」についても記載をお願いします。

申請に当たってのお願い

- ・非 FIT による売電を予定している場合、申請時に売電予定先を伺います。

5 実績報告について

「伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書」（様式第 5 号）と添付書類を提出してください。

提出先

伊勢市環境生活部環境課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL : 0596-21-5540 FAX : 0596-21-5522

提出方法

郵送又は持参（持参の場合は平日・午前8時30分から午後5時15分まで）

提出期限

事業完了日から30日以内又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い方の日

※設備の引き渡し、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。

添付書類

○対象設備の購入及び設置に係る契約書の写し

- ・申請時に提出した見積書と金額が異なる場合は、「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考にして契約金額の内訳書を提出してください。

○補助対象経費の支払を証する書類

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
- ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○対象設備の保証書の写し

- ・申請時に提出した製品カタログ等と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」を確認し、設置した設備が申請された設備であること及び中古品でないことを確認します。
- ・実績報告に保証書が間に合わない場合は、設置者名及び設置した設備の型番・メーカー発送日等が分かるもの（出荷証明書、納品書等）を実績報告書に添付していただき、後日、保証書が届き次第、提出してください。

○発電設備の連系に関するお知らせ及び売（買）電契約書等の写し

- ・以下の書類を提出してください。
 - ① 発電設備の連系に関するお知らせ：一般送配電事業者と発電設備が系統連系したことが分かる書類（系統連系・受給開始日が記載されている書類）
※接続検討結果書ではありません。
 - ② 売（買）電契約書（特定契約書）：小売電気事業者と売電契約したことがわかる書類（売電しない方は不要）
- ・系統連系が実績報告に間に合わない場合は、系統連系手続き中であることが分かる書類を実績報告書に添付していただき、後日、発電設備の連系に関するお知らせが届き次第、提出してください。

○対象設備の設置状況が確認できる写真

- ・対象設備を設置する建物の全景及び設置場所の施行前の写真、及び設置した状況が分かる設置後の写真を、設置前・設置後を区別して提出してください。
- ・別添「撮影の注意点」を参考に、建物全景と設備の設置場所が同時に写り込むように撮影してください。同時に写り込むように撮影できない場合は、近隣の目印となる物を含んだ建物全景と設置場所それぞれの写真を提出してください。

- ・蓄電池については、設置した蓄電池を入れ、周辺の状況も分かるように撮影してください。
- 対象設備の設置に係る住宅の登記事項証明書（新築住宅及び建売住宅の購入の場合のみ）
 - ・3か月以内に法務局が発行したもの（原本）を提出してください。
 - ※インターネットによる「登記情報提供サービス」は不可とします。

6 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします。
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。
- 振込を完了した旨の通知等はありませんので、通帳等でご確認をお願いします。

7 自家消費割合報告について

事業完了した翌年度から3年間、伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金に係る自家消費割合報告書（様式第4号）を提出してください。

- ・報告の対象期間は、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
- ・提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月末日とします。

（例：令和8年10月に事業が完了した場合、下表のとおり計3回の報告を行ってください）

報告対象期間	報告期限
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日
令和11年4月1日～令和12年3月31日	令和12年7月31日

- ・自家消費割合の報告をいただく時期になりましたら、あらためて市から依頼文を送付します。

提出先・問い合わせ

伊勢市環境生活部環境課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL：0596-21-5540 FAX：0596-21-5522

E-mail：kankyo@city.ise.mie.jp

- ・提出方法は郵送、持参、FAX、Eメールとします。
- ・持参による受付、問い合わせの電話受付は平日・午前8時30分から午後5時15分までとします。

提出期限

報告対象年度（3か年）の翌年度の7月末日まで【必着】

添付書類

発電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類

- ※毎月の発電量と売電量が分かる書類（モニターやアプリ画面の写真、電力会社からの通知等）の提出も必要となりますので、毎月のデータを大切に保管してください。

※毎月の実績を把握するために、発電量・売電量等が把握できるモニターやシステムの導入を推

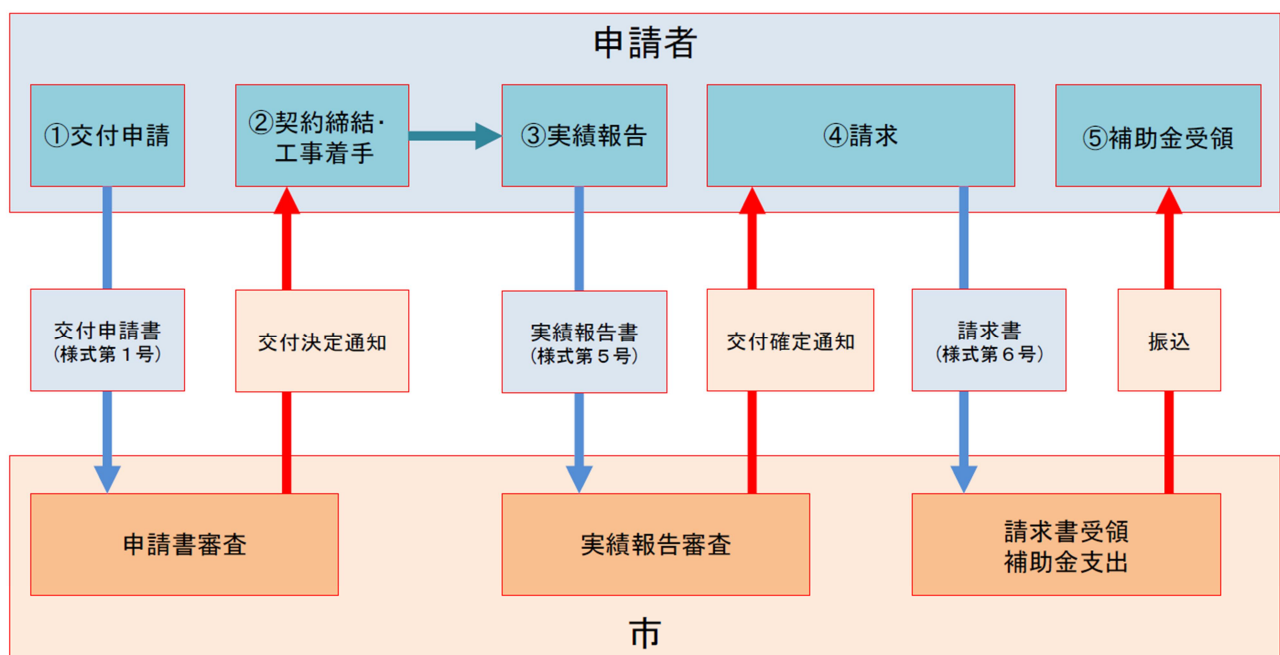
奨めます。

8 財産処分について

○法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。

○法定耐用年数を経過するまでに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、売却し、廃棄する場合は、必ず、事前に伊勢市へ相談してください（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です）。

9 手続きの流れ



10 その他

○申請後に事業の中止または内容変更を行う場合は、判明次第、伊勢市環境課にご連絡ください。

○当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は、法定耐用年数が経過するまで保管してください。

○提出された書類は返還しません。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費	設備費	

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります）

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- 初期実効容量

- 定格出力

- 出力可能時間の例示

- 保有期間

※法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- 廃棄方法

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

- アフターサービス

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

3 蓄電池部安全基準

- 「JIS C 8715-2」または「IEC 62619」に準拠したものであることが分かる書類

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- 「JIS C 4412」に準拠したものであることが分かる書類

ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」の規格も可とする。

（注）「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ）

6 保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類